

日給金額を支給し並に諸費用一切を會社負擔とすること
3、右要求項目に對しては日限を切ること

十一 經 過

四月二十六日代表二名は會社を訪問し今回の昇給に對する不
滿を述べ即時最後手段に出する旨を報告し同日午後七時より
工場前中村某方に集合爭議團本部として熱誠金員罷業を敢行
し要求書を提出したのである。

事業休止のやむなきに至りたる會社側は翌二十七日午前八時
川上重役が代表として爭議團と會見し將來（二箇月以内）善
處する旨回答し意見を述べたる處代表は一同と打合せの上改
めて會見することを約し引揚げた。

同日午前十一時代表二十二名は川上重役を訪問し提出せる要
求書の逐條的折衝を求めたる結果次項（解決條件）の如き妥

協結を見出したる爲之を一同に報告したる處一部強硬分子に
ありては不滿を解へ一時形勢逆轉せんとしたるが會社側の懸
念なる說得により漸く解決したのである。

十二 解 決 條 件

- 1、臨時手當は技師長の責任を以て來る五月二十一日より實
施する様努力す。但し其の割合は他會社工場の組合等を
參照し技師長の適當と認むる處に一任すること
- 2、最低賃銀制は或は定むるやも許られざるも之に代る他の
適當なる方法に依りて解決することあるべし
- 3、現直營人夫中工員として適當なるもの限り六箇月の期
間經過後採用する
- 4、妻帯者を漸次收容する社宅を増築すること
- 5、技師長に於て參考として聞き置くも社員を指名しての要